

## 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 に関するQ&A

平成30年5月9日  
一般財団法人環境優良車普及機構

### 【1. 申請要件】

問1. 申請者となるにはどのような要件がありますか。

答. 「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」では、導入する車両の「所有者」が申請者であり、中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者又は当該運送事業者に貸渡す自動車リース事業者が申請者となります。

問2. 新車導入した車両の所有者が自動車販売会社（以下、「ディーラー」という。）の場合、補助金申請はできませんか。

答. ディーラーは補助金申請者の資格がないため、申請できません。申請日までに所有権留保を解除（移転登録）し、運送事業者が所有者となった上で、運送事業者が申請してください。  
なお、申請書には新規登録時及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー）を添付してください。

問3. 1事業者当りの申請台数を1台とするのは何故ですか。

答. 燃費性能に優れた新車を導入した場合でも補助金の交付対象とし、多くの事業者の方に補助制度をご利用いただくため、申請台数を1台/1事業者として受付を開始します。

問4. 新車購入のみでも補助対象とするのは何故ですか。

答. 運送事業者が燃費性能に優れた低炭素型ディーゼル車をいち早く導入し、併せて申請の際に報告されるエコドライブ等燃費改善取組体制等に取り込まれることにより、二酸化炭素の排出量削減が図れるためです。

問5. リース会社と運送会社が割賦契約を行い、所有者はリース会社で、ディーラーに代金支払済みの場合は、補助対象となりますか。

答. 割賦といった購入形態は補助対象とならないことより当該ケースは補助対象となりません。

問6. 転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答. 補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。  
なお、リース契約書の約定に転貸リースを認める旨の文言がない場合には、3者間の覚書のコピー提出が必要です。

## 【2. 申請方法等】

問1. 申請者は、導入車両の自動車検査証に記載された所有者ですか、あるいは使用者ですか。

答. 申請者は、導入車両の自動車検査証に記載された所有者となります。

問2. リース車両を申請する場合は、申請は、車の使用者が行いますか。それとも自動車リース事業者が行うのですか。

答. 車の使用者ではなく、自動車リース事業者が行います。

問3. 廃車を伴う場合、導入車両の使用者名義は、廃車車両の使用者名義と同じでなければなりませんか。

答. 導入車両の使用者名義は、買取、リースにかかわらず、廃車車両の使用者名義と同じでなければなりません。個別のケースは別紙1の表を参考にしてください。

問4. 自動車リース事業者が申請する場合、中小企業基本法に掲げる中小企業者以外に貸渡しの場合でも補助の対象になりますか。  
また、複数の運送事業者分をまとめて申請してよいですか。

答. 申請者がリース事業者の場合でも、貸渡し先が中小企業基本法に掲げる中小企業者でなければなりません。  
また、申請に際しては、貸渡し先ごとに申請書を分けて作成してください。

問5. 添付書類の見積書や請求書及び領収書は、様式の指定がありますか。

答. 指定の様式はありません。各社の様式により提出していただいて構いません。  
ただし、見積書には導入車両(購入する車両)の型式、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載してください。また、見積書、請求書、領収書には販売店印が押印されていることをご確認ください。

問6. 申請窓口はどこですか。

答. 一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という)「低炭素型ディーゼル普及事業」執行グループが窓口となります。

問7. 申請書は持込みでも構いませんか。

答. 郵便、総務大臣の許可を受けた事業者が取り扱う信書便での送付あるいは持参(平日午後5時まで)とします。

問8. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答. 2部作成し、1部(正本)を機構に提出、1部を申請者の控えとしてください。

問 9. 「様式第 1 の 2」にある補助対象事業完了日には、どの日付を記入すればよいのでしょうか。

答. 廃車が無い場合は、「導入車両を新車登録した日」、廃車がある場合は「車両を廃車した日」又は「導入車両を新車登録した日」のいずれか遅い日を記入してください。「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に㊟が入ったときのその直下に表示される「引渡日」を指します。

なお、販売会社(ディーラー等)の所有権留保を解除するために移転登録を行ったときは、その日付と「廃車日」のいずれか遅い日を記入してください。その場合、販売会社等での新規登録時車検証コピーを添付ください。

問 10. 「様式第 1」、「様式第 1 の 2」にある事業者番号とは、どのような番号でしょうか。

答. 国土交通省で管理されている個々の運送事業者が付与される固有の番号です。

「09」から始まる12桁の番号となります。

自動車リース事業者が申請者である場合は、「様式第 1」の事業者番号は記入不要ですが、「様式第 1 の 2」にある「使用者の(借受人)の氏名又は名称及び住所」欄にある事業者番号欄に、貸渡し先運送事業者の「09」から始まる12桁の番号を記入してください。

12桁の構成

共通	運輸局	運輸支局	シリアル番号
09	▲	▲◆	7桁

問 11. 遠隔地の営業所があって、廃車車両の営業所と導入車両の営業所が異なる場合、どちらの営業所から申請するべきでしょうか。

答. 同一の事業者であるのでどちらの営業所から申請していただいても構いませんが、代表者名で申請して下さい。営業所長名義で申請するときは代表者の委任状を添付してください。

問 12. リース契約を締結する場合、例えば、「リース料金が月毎に変動するような形態」の契約は認められますか。

答. 補助金がリース契約の中に反映されていれば、リース金額が変動するリース契約も認められます。算定根拠明細書に内容を明記(様式任意)してください。

問 13. トラクタの車両区分はどのように判断しますか。

答. 車両の型式で判断します。

問14. リースの場合、導入車両の見積書の宛先がリース会社ではなく、貸渡し先事業者名で発行されるケースが商慣習上ありますが、添付書類として提出してよいですか。

答. 車両購入者は、リース事業者であることから、見積書は、リース事業者宛のものを提出してください。

問15. 事業の対象となる車両のリース契約期間を2年間として、残りは再リースとすることは可能ですか。

答. 当初2年間契約の締結では、申請時点において処分制限期間中の継続保有が担保されないため、補助対象とは認められません。(確約書があったとしても実際に再リース契約の際の担保にはなりません。)

従いまして、積載量※が2トン以下の場合は3年以上、2トン超の場合は4年以上の契約期間での締結が必要です。

※積載量とは、自動車検査証に記載されている最大積載量を指します。

### 【3. 廃車車両（廃車を伴う場合）】

問1. 「平成27年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラック」とは具体的に何年式のトラックになりますか。

答. 具体的には、平成18年度以前（平成19年3月31日以前）に新規新車登録された車両が該当します。

問2. 廃車車両は、直近何年間使用している必要がありますか。

答. 廃車日以前、過去1年以上継続して原則自社で使用している車両が対象となります。

問3. 車両の区分は、何をもちて確認するのですか。

答. 原則はメーカーごとの車両型式に基づいて区分を判断しますが、区分をまたいで同一の車両型式が存在する場合には、自動車検査証に表示されている車両総重量で判断します。なお、廃車車両の区分ごとの型式は本 Q&A 末尾に添付の別紙2で確認してください。導入車両の区分ごとの型式は公募要領の(別表)によって確認してください。

問4. 廃車車両と新規導入車両は同じ営業所（支店）のものでなければなりませんか。

答. 廃車車両が新規導入車両と同区分以上であれば、営業所等使用の本拠の位置が違っていても申請できます。

問5. 廃車車両は、いつまでに廃車しなければなりませんか。また、証明するためにどのような書類が必要ですか。

答. 平成30年4月2日以降、平成31年1月31日までに廃車をして下さい。証明する資料としては、「自動車リサイクルシステム」の使用済み自動車処理状況検索画面（インターネット検索画面）のコピー（引取工程欄に☉が入ったもの）を添付してください。また、車両を使用していたことを証明する書類として登録事項等証明書（現在記録及び保存記録の原本）を申請書に添付してください。

問6. ディーラーから割賦購入した車両を割賦完済後に名義変更をせず使用し続けている場合、その車両を廃車車両とすることは可能ですか。

答. 可能です。平成30年4月2日以降に廃車し、その日以前、過去1年以上使用していれば廃車車両として認められます。

問7. 廃車前に一時抹消した車両は、廃車車両として認められますか。

答. 次の要件をすべて満たした場合は、廃車車両として認められます。

- ①廃車前6か月以内に一時抹消したものであること。
- ②一時抹消するまでの過去1年間、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたこと。かつ、その間一定の走行がされていたものであること。

問8. 廃車車両は廃車日の6か月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行を行ったもの、となっていますが、一定の走行とはどの程度の距離と考えればよいですか。

答. 自動車検査証の有効期間内での走行距離を普通車（1ナンバー）4,000km以上、小型車（4ナンバー）3,000km以上、特種車（8ナンバー）6,000kmとしています。なお、これに満たない場合については、車の使用状況を確認する必要があることから、機構までお問い合わせ願います。

問9. 廃車日から6か月前の期日はどのように特定するのですか。

答. 原則として下記計算により特定します。

「月」	「日」
廃車月-6か月	廃車日+1日

ただし、特定した「日」が実在しない場合は、その月の「末日」に読替えます。

(例1) 廃車日が平成30年12月14日の場合、「月」は（12月-6か月=「6月」）、  
「日」は（14日+1日=「15日」）と特定され、「平成30年6月15日」となります。

(例2) 廃車日が平成30年5月31日の場合、「月」は（5月-6か月=「11月」）、  
「日」は（31日+1日=「32日」）と特定されます。このため、「日」を11月の末日である30日に読替え、「平成29年11月30日」となります。

問10. 廃車する半年前に5年リースをリースアップし、所有者変更を行った車両は廃車車両とすることは可能ですか。

答. 可能です。仮に名義変更しなくても平成30年4月2日以降に廃車し、その日以前、過去1年以上使用していれば廃車車両として認められます。

問11. 廃車車両は、ディーゼルトラック以外のいわゆる次世代自動車も対象になりますか。

答. CNGトラック、ハイブリッドトラック、LPGトラックは、環境対応車同士の入れ替えとなるため対象外となります。

問12. 直近の登録事項等証明書(現在記録及び保存記録)とはいつまでに取得したものですか。

答. 概ね申請日以前1か月以内に取得してください。

問13. 廃車は、新規導入車両の登録日より後も大丈夫でしょうか。

答. 車両の廃車日と導入車両の登録日は、期間内であればどちらが先でも後でも構いません。ただし、申請はどちらか遅い方の日以降になります。

問14. 廃車車両は、中古で購入したものでも良いですか。

答. 廃車車両が本補助の廃車対象車両であり、廃車日以前、過去1年以上継続して原則自社で使用している場合、対象として認められます。

問15. リース会社が複数の運送事業者に貸し出す車両を申請する場合、補助金の振込先を車両ごとに別々の口座に振り込んでいただくことはできますか。

答. 車両毎に別の口座が申請されていれば、申請された口座毎に振り込みを行います。

#### 【4. 新規導入車両】

問1. 低炭素型ディーゼルトラックの導入について、購入・リースのいずれも認められますか。

答. 購入・リースのいずれも認められます。

問2. 新車登録はいつからいつまでに行わなければならないですか。

答. 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに行う必要があります。

問3. 運送事業者が所有している車両を廃車して、新車をリースで導入した場合、所有者名が同一とならないが、認められますか。

答. 新車車両と廃車車両の使用者が同一の場合には、新車車両と廃車車両の所有者は同一とみなします。

問4. 補助対象車両の購入に際して、相見積りを取らなければならないですか。

答. 本補助制度では、補助金額を区分及び廃車の有無により導入車両と標準的燃費水準の車両の価格差から算出するため、その必要はありません。

問5. 申請時点で購入費用の支払いを終えていなければ認められないですか。

答. 支払いは申請までに完了し領収書の写しを申請書に添付してください。

問6. 新車を手形あるいは割賦により導入した場合は、補助対象となりますか。

答. 申請日までに決済あるいは完済され、それを証明する書類が添付されていれば認められます。

問7. いわゆる新古車や中古車は補助金の対象となりますか。

答. 中古車は補助金の対象とはなりません。また、新古車も既に登録・届出がなされている中古車となるため、対象なりません。

問8. ディーゼルトラック以外のいわゆる次世代自動車は、対象となりますか。

答. 低炭素型ディーゼルトラックのみが対象となります。したがって、電気自動車やハイブリッド自動車、燃料電池自動車、CNGトラック、LPGトラック等のディーゼル車以外の車両は対象なりません。

問9. 新規導入のみの場合でも補助金を受けられますか。

答. 補助対象の低炭素型ディーゼル車であれば、新規導入のみの場合でも補助が受けられます。

問10. 補助を受けた車両を自家用自動車「白ナンバー」に変更した場合に補助金の返還は必要ですか。

答. 今回の補助対象は事業用自動車（緑ナンバー）です。当該変更は交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とみなされ、当該補助金の全部又は一部の返還が必要になります。返還額については、個別事案の状況に応じて、決定することになります。

## 【5. 補助額】

問1. 申請件数が想定を超えた場合、車両1台あたりの補助額に何らかの影響がありますか。

答. 予算額を超えた場合には最終的に抽選を行いますので、補助額は変わりません。

問2. 補助額は、導入補助対象車両と標準的燃費水準の車両との差額の1/3（廃車無）、1/2（廃車有）としていますが、この差額はどのように決めたのですか？

答. 燃費性能に優れた低炭素型ディーゼルトラックは、その性能向上を図るために、エンジン設計や車体設計の見直しを行うとともに、「アイドリングストップ装置」「多段変速機」「セミオートマチック」「自動クラッチ」「エアダムスカート」「エコドライブインジケータ」などの装置等を採用しています。その結果、燃費性能の低い車両に比べ、車両価格に差があります。今年度の事業での補助額は、この燃費性能に優れた低炭素型ディーゼルトラックと燃費性能の低い車両との価格差を差額として、廃車を伴う場合は1/2、廃車を伴わない場合は1/3としています。

問3. リースに対しての補助を受けた場合、使用者に一括で補助金を支払っても良いですか。

答. リースに対しての補助については、リース料金からの補助分の減額のみ認めています。一括で補助金を支払うことについては、認められません。

## 【6. その他】

問1. 国の他の補助金との併用はできないとのことですが、例えばどのような場合ですか。

答. 経済産業省の被災中小企業復興支援リース補助事業が該当します。

問2. 新たに購入する車両に衝突被害軽減ブレーキ（ASV）の導入の補助金を受けようと思いますが、併用は可能ですか

答. ASVは補助対象が異なるため（車両本体ではなく機器・装置であるため）併用が可能です。

問3. 新車導入した車両について、補助金が交付されてから最低何年使用しなければなりませんか。

答. 新車新規登録した日から、法定耐用年数（積載量2トン以下は3年、2トン超は4年）の期間は申請者において「所有」する必要があります。

問4. 新車を購入し、補助を受けてすぐに売却することは認められますか。

答. 認められません。補助金を受けた車両は法定耐用年数の期間内に財産処分をすると、補助金の返還が求められます。

問5. 新車新規登録後法定耐用年数の期間内に会社の社名変更等により使用者名が変わった場合補助金の扱いはどうなりますか。

答. 社名変更等による使用者名の変更であることが、登記簿謄本等で確認できれば、補助金返還の必要はありません。ただし、変更届等の手続きが必要となりますので、機構にご相談ください。



問 6. 新車登録後法定耐用年数の期間内に、使用者を支店から本店に変更することは、構わないでしょうか。

答. 会社の組織内での使用者名の変更の場合、補助金の返還の必要はありません。ただし、変更届等の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問 7. 平成 30 年 4 月に運送業を開始し、併せて新車を導入したため、まだ運輸局に事業報告書を提出していません。このような場合でも新車で購入した低炭素型ディーゼルトラックの補助金申請は可能でしょうか。

答. 事業報告書は、補助金の申請者が、中小企業の運送事業者であることを証明するためのものです。このような申請の場合は、予め機構にお問い合わせください。

問 8. 貨物自動車事業実績報告書（第 4 号様式）にも従業員数の記載がありますが、これは事業概況報告書の代用にはなりませんか。

答. 事業概況報告書（第 1 号様式）は、補助金の申請者が中小企業の運送事業者であることを証明するためのものです。したがって、直近の貨物自動車運送事業実績報告書（第 4 号様式）に記載の従業員数で中小企業者であることが判断できるときには、運輸支局等の受付印が確認できる貨物自動車事業実績報告書の写し（コピー）でも可とします。

問 9. 補助金を受けた車両が事故を起こした場合、補助金返還の必要がありますか。

答. 補助金で導入した車両について、事故を原因として処分（廃車や譲渡等）する場合は、過失の程度に関係なく補助金を返還していただく必要があります。

問 10. 補助金は誰に振り込まれますか。

答. 補助金は機構から申請者に直接振り込みます。リース車両の場合は、機構から申請者である自動車リース事業者へ振り込みます。なお、自動車リース事業者は借受人である使用者に補助金相当額を還元する（補助金相当額を減じてリース料金を算出する）必要があります。

問 11. 補助金の入金はいつになりますか。

答. 申請受付後、30 日程度で交付決定及び額の確定を行い、順次支払いを行う予定です。ただし、公募要領 8. 申請受付留意事項に記載のとおり、「予算額の残額が 2 割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から平成 31 年 1 月 31 日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います」としており、こうした状況に立ち至った場合には、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ることをご了解願います。

問 12. 地方公共団体の補助事業との併用はできますか。また、協調補助は必要ですか。

答. 地方公共団体の補助との併用は可能です。なお、併用に当たっては、その補助事業の執行団体（自治体等）にご確認ください。また、地方公共団体等の協調補助は不要です。

問13. トラック協会の利子補給制度、助成制度との併用はできますか。

答. トラック協会と地元の商工中金・信用組合との連携で設けているポスト新長期規制適合車を購入する際の利子補てん融資(トラック協会の近代化基金融資利子補給制度、助成制度)については、国の助成金を使用していないことから、併用は可能です。なお、併用に当たっては、制度を設けているトラック協会に詳細をご確認ください。

問14. リースに対しての補助を受けていた使用者が事業を継続できなくなった場合に補助金の返還は必要ですか。

答. 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、機構より当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることになります。返還額については、個別事案の状況に応じて、決定することになります。

問15. 補助金受領後の重大な変更等についての申請は事後で良いですか。

答. 変更の内容によって、変更届以外の手続き(補助金の返還等)が発生する可能性もあるためできる限り事前に情報提供願います。

問16. リース事業において補助金を受領した際の消費税の取扱いについて

答. 各リース会社の契約書への記載方法により処理方法も異なることから、税制については個別に税務署、税理士等にご確認ください。

問17. 新車を導入して燃費改善を図るも運行状況等によって燃費が改善されないケースも考えられますが、燃費の改善は必須事項ですか。

答. この事業の目的は新車を投入して二酸化炭素削減を図り、もって地球環境の保全に資することです。従って、提出いただいた「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」の内容に基づいて、燃費改善の取り組みをしてその結果の走行距離、燃料使用量のデータは実績どおり報告してください。

問18. リース会社が申請した場合で補助金返還にあたる事由があった場合、補助金を返還するのはリース会社でしょうか。

答. 申請者であるリース会社に返還命令が出されます。

問19. 機構から送られてきたステッカーについて、車両のどこに貼付すれば良いですか。

答. 車両前面、車両後面、燃料タンク等、見える箇所に貼付して下さい。ウインドウには貼付しないでください。

問19. 新規車両の燃費データは、いつまでに提出するのですか。

答. 当該年度分については補助事業が完了した日を含む月から3か月ごとに、それぞれその翌月の30日までに機構に提出してください。なお、3月分を含む最終の報告（3か月分に満たない場合でも）については、年度の集計を行うために4月30日までに提出してください。

また、その後の1年間分については半期（6か月）ごとに、その翌月の30日までに機構に提出してください。

<例>

事業完了日が8月15日の場合の当該年度のデータ提出日

- ・ 1回目報告は8月～10月の3か月分を11月30日までに機構に提出
- ・ 2回目報告は11月～1月の3か月分を2月28日までに機構に提出
- ・ 3回目報告は2月～3月の2か月分を4月30日までに機構に提出

その後の1年間については、半期（6か月）ごとに、その翌月の30日までに機構に提出してください。

注) 提出日が祝祭日の時は、直後の稼働日を期限とします。

問20. 交付規定第7条9項に記載されている「補助事業により取得した温室ガス排出削減効果について、J-クレジットとしての認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転または無効化してはならない」とはどういうことですか。

答. 「J-クレジット制度」は温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対象車両でJ-クレジットの認証を受けたり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をJ-クレジットの対象にしてはならないという規定です。

## 新規登録車両と廃車車両の所有者・使用者名義の関係

要件:

<買取の場合>

「申請者(所有者=使用者)は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」

<リースの場合>

「使用者は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」

		新規登録車両		廃車車両	判定
		<買取>	<リース>		
対象	ケースⅠ	所有者 A運送会社	リース会社 A運送会社	A運送会社 A運送会社	OK
	使用者 A運送会社	A運送会社	A運送会社	A運送会社	
対象	ケースⅡ	所有者 A運送会社	リース会社 A運送会社	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社 A運送会社	OK
	使用者 A運送会社	A運送会社	A運送会社	A運送会社	
対象外	ケースⅢ	所有者 親会社・関連会社等 A運送会社	リース会社 親会社・関連会社等	A運送会社 A運送会社	NG
	使用者	A運送会社	親会社・関連会社等	A運送会社	
	ケースⅣ	所有者 親会社・関連会社等	リース会社 親会社・関連会社等	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社 A運送会社	NG
	使用者 A運送会社	A運送会社	親会社・関連会社等	A運送会社	
ケースⅤ	所有者 親会社・関連会社等	リース会社 親会社・関連会社等	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社 A運送会社	NG	
使用者 親会社・関連会社等	親会社・関連会社等	親会社・関連会社等	A運送会社		
ケースⅥ	所有者 販売会社	販売会社	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社 A運送会社	NG	
使用者 A運送会社	A運送会社	A運送会社	A運送会社		

型式一覧（廃車車両）

別紙2

代替車両の区分については、以下の型式一覧による

型式一覧

区分	【小型】(3.5トン超7.5トン以下)										【中型】(7.5トン超12トン以下)					【大型】(12トン超)								
	いすゞ		UDトラックス			日野	三菱ふそう	トヨタ	日産	マツダ	いすゞ	UDトラックス	日野	三菱ふそう	トヨタ	マツダ	いすゞ	UDトラックス	日野			三菱ふそう	ボルボ	
型式	ASN2F23	NPS※	BJR	NK	USQ2F24	BU※	BSZ4F24	BU※	APR	LHR	FRD	CL	BU※	FA※	FB※	LKR※	CVR	EXD	AL	BG	GX※	SD※	FH※	B2T
	ASN6F23	NQR※	BJS	NSQ1F24	USZ1F24	FB※	BSZ5F24	KDY	FB	LHS	FRR	CM	FB※	FB※		LMR※	CVS	EXR	AU	CG	HE	SH	FK※	B3R
	ASP2F23	VFR	BKR	NSQ2F24	USZ2F24	FC※	FA※	LY	FD	LJR	FRS	LK	FC※	FC※		LPR※	CVZ	EXY	AX	CN	HF	SS	FK**Z	F2T
	ASP6F23	VHR	BKS	NSZ1F24	USZ4F24	FD※	FB※	XKC	FE	LJS	FSD※	MK	FD※	FD※		LPS※	CXE	EXZ	CD	FC※	HH	TA	FL※	F3R
	ASR2F23	VKR	BLR	NSZ2F24	USZ5F24	FT※	FC※	XKU	FG	LKR※	FSR※		FT※	FE※		TA※	CXG	FSD※	CF	FD※	HZ	TC	FM※	H2T
	ASR8F23	WHR	BLS	NSZ4F24	UTZ2F23	FX※	FD※	XZC	SZ1F24	LKS	FSS※		FX※	FF※		WE※	CXH	FSR※	CG	FE	KA	TE	FN※	H3R
	ASZ1F24	WKR	BMR	NSZ5F24	UTZ3F24	KL※	FE※	XZU※	SZ2F24	LLR	NKR※		GC	FG※		WG※	CXK	FSS※	CK	FF	KB	TH	FP※	M2T
	ASZ2F24		BMS	NTZ2F24	VG2YS41	KM※	FF※			LLS	NKS※		GD※	FH※		WH※	CXL	FTR	CP	FG	KC	TK	FQ※	M3R
	ASZ4F24		BNR	NTZ3F24	VG3YS41	KQ※	FG※			LMR※	NPR※		GX※	FK※			CXM	FTS	CV	FH	KE	WD	FR※	
	ASZ5F24		BNS	RG2YS41	VG4YS41	PX※	FH※			LMS	NPS※		KL※	FL※			CXW	FVR	CW	FJ	KG	WG	FS※	
	NHR		BPR	RH4YS41	VH4YS41	WB※	FK※			LNR	NQR※		KM※	FM※			CXY	FVZ	CX	FN	KF	WP	FT※	
	NHS		BPS	SE2S41	ZG3YS41	XZC	FL※			LNS	NRR		KQ※	FN※			CXZ	GSR	CZ	FP	KK	ZC	FU※	
	NJR		DG2S41	SG2S41	ZG4YS41	XZU※	FM※			LPR※			PX※	FP※			CYE	GTR	FJ	FQ	KL※	ZH	FV※	
	NJS		DG7YS41	SW2S41			FN※			LPS※			SD※	FQ※			CYG	HTS	GK	FR	KR	ZK	FW※	
	NKR※		DH3NS41	TE2S41			FQ※			TA※			WB※	FR※			CYH	HTW	GW	FS	KS	ZL	FY※	
	NKS※		DW2S41	UG4YS41						WE※			XZU※	FS※			CYJ	SF	KG	FT※	KU	ZM		
	NLR		LE2YS41	UH3NS41						WG※				FT※			CYL	SZ	KL	FU	LB	ZP		
	NLS		LE4YS41	UH3YS41						WH※				FU※			CYM		KW	FW	NS	ZQ		
	NMR		LG2YS41	UH4NS41										FV※			CYW		LG	FZ	PR	ZR		
	NMS		LG4YS41	UH4YS41										FW※			CYY		PK	GD※	PU	ZT		
NNR		LG7YS41	UH5NS41										FY※			CYZ		PW	GK	PY				
NNS		LG8YS41	UH5YS41													ESR		GN	PZ					
NPR※		LW4YS41	USQ1F24													ETR				QP				

・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。  
 ※印は、自動車検査証に記載された車両総重量により区分を判断する。

参考

H30年度 補助対象の低炭素型ディーゼルトラック排出ガス規制識別記号

×：補助対象外 -：該当なし

区分			平成27年度重量車燃費基準			
			排出ガス基準	達成	+5%以上 ~10%	+10%以上 ~15%
小型車 GVW3.5超 ~7.5t	H22年	適合	×	×	-	-
		Nox/PM 10%以上低減	×	×	TRG	-
	H28年	適合	-	×	2RG	-
中型車 GVW7.5超 ~12t	H22年	適合	×	SPG	-	-
		Nox/PM 10%以上低減	×	TPG	TRG	-
	H28年	適合	×	2PG	2RG	-
大型車 GVW12t超	H21年	適合	×	LPG	-	-
		Nox/PM 10%以上低減	×	QPG	-	-
	H28年	適合	×	2PG	2RG	-

破線枠内が補助対象

自動車運送事業者番号の見方

関東運輸局管内の例

事業者番号(12桁)	運送事業者の本拠地	運輸支局番号
09 4 41 000000*	茨城県	41
09 4 42 000****	栃木県	42
09 4 43 0000***	群馬県	43
09 4 44 00000**	埼玉県	44
09 4 45 000****	千葉県	45
09 4 46 0000***	東京都	46
09 4 47 0000***	神奈川県	47
09 4 48 00000**	山梨県	48

- 自動車運送事業を示す全国共通番号
- 運送事業者の本拠地を管轄する運輸局の番号
- 運送事業者の本拠地を管轄する運輸支局の番号
- シリアル番号(7桁)

上記以外の運輸局番号

北海道運輸局	1
東北運輸局	2
北信越運輸局	3
中部運輸局	5
近畿運輸局	6
中国運輸局	7
四国運輸局	8
九州運輸局	9
沖縄総合事務局	0